

**審議案件**

**議案第 1 号**

- 令和 2 年度北広島市地域包括支援センター運営方針（案）

# 令和2年度北広島市地域包括支援センター運営方針（案）

## 1 地域包括支援センターの設置

地域包括支援センターは、地域の高齢者的心身の健康維持及び生活の安定のため、その保健医療の向上及び増進を包括的に援助・支援することを目的に設置しています。

このため、地域の関係機関等とのネットワークを構築し、市民の多様なニーズに応えることのできる地域の拠点となることを目指しています。

本市の第7期介護保険事業計画においては、市内を5つの日常生活圏域にわけていますが、当面は4か所に地域包括支援センターを設置し、その運営を社会福祉法人及び医療法人に委託することとします。

※北広島市では、地域包括支援センターを「高齢者支援センター」という名で呼称しています。

## 2 地域包括ケアシステムの構築

高齢化が進展し、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者が増加する中、介護を必要とする高齢者が可能な限り住み慣れた地域や自宅での生活を継続できるよう支援を充実していくことが必要です。

具体的には、高齢者のニーズに応じて介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを切れ目なく提供し、関係者が有機的に連携し、目標や情報を共有することが求められています。

のことから、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けては、介護保険によるサービスを含むフォーマルなサービスだけでは解消できない課題が多くあるため、インフォーマルなサービスや、医療と介護の連携に資する地域の情報センターとして資源の情報を集積し発信する高齢者支援センターの役割は重要です。

### **3 令和2年度高齢者支援センター運営の指針**

高齢者の安定した生活の維持のためには、地域に暮らす高齢者の総合相談窓口として、高齢者や家族の意思を尊重し、市との連携により高齢者の生活全般を支援する必要があることから、次の事項について事業を推進します。

また、高齢者支援センターが地域住民のニーズを的確に把握するためには、相談窓口で待つだけではなく、地域に出て住民と関わり合うことで、住民との信頼関係の構築が図られ、課題の把握や高齢者の生活実態の把握につながるものと考えています。

#### **①地域でのネットワークの強化**

高齢者支援センターは、地域包括ケアシステムの深化・推進のため、市、医療機関、介護サービス事業者、民生委員児童委員などとの連携、調整の窓口として、高齢者一人ひとりに合ったサービスを提供するため、ネットワークを強化します。

#### **②チームアプローチの実践**

保健師（または看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種がそれぞれの職種の専門性の発揮と情報を共有し、協働して問題解決を図り、包括的に高齢者を支援します。

#### **③介護予防の推進**

高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、高齢者の社会参加と参加意欲の向上を目指し、交流促進や健康づくりのため、社会資源を活用した高齢者の居場所や活動の機会をつくることで、介護予防となるようケアマネジメントを推進します。

#### **④権利擁護の取組みの強化**

高齢者の尊厳ある生活を守るため、権利擁護の重要性はますます高まっていることから、成年後見制度の利用促進や高齢者虐待防止ネットワークの活用の強化を図ります。

#### **⑤認知症高齢者への支援の強化**

認知症高齢者の増加が見込まれ、公的サービス・医療・介護だけではなく、地域全体で認知症の高齢者や家族を支援していくことが求められています。

認知症初期集中支援チームの支援チーム員の役割も担いながら、認知症になっても、地域で安心して生活できるよう、関係機関との連携を図り、地域支え合い体制づくりを推進します。

## 4 令和2年度事業計画

### (1) ネットワークを活かした活動の展開

#### ①地域における協議体の開催

協議体は、地域の介護事業所、医療機関、民生委員児童委員などの関係者へ幅広く参加を呼びかけ、生活支援サービスを中心とした地域課題についてその解決方法を模索し、活用可能な機関、団体などの社会資源を掘り起こし、地域の支え合い体制の構築を目指します。

#### ②生活支援サービスの充実・強化

高齢者の生活課題は多岐にわたり、広い範囲のニーズに対応することが求められるため、介護保険サービスでは解決できない課題は、多様な生活支援サービスを活用していくことが必要です。

《生活支援コーディネーター》を中心に、地域のニーズや社会資源の把握に努め、社会福祉協議会内のボランティアセンターとも連携し、不足するサービスの創出や担い手の養成など、地域づくりを進めます。

#### ③高齢者等地域見守り事業の推進

一人暮らしなどの高齢者を見守り、安否を問うような暮らしの異変があつた際に、早期発見し保護できるよう、高齢者等地域見守り事業の協力機関等と連携を図りながら、事業の周知と関係協力機関の拡大を図ります。

#### ④高齢者の実態把握と総合相談

毎年実施している高齢者生活実態調査など、民生委員児童委員との連携のもと、高齢者の実態把握を引き続き実施するとともに、高齢者の家族に限らず、近所や自治会など地域の世話人、老人クラブなどのサークル仲間、民生委員児童委員などからの地域の情報を収集することで、高齢者の心身の状況や家族の状況等について実態把握を行います。

高齢者やその家族は、遠慮して自ら支援を求めない場合や受けられることを知らない場合があることから、相談を待っているのではなく、支援する側からの積極的なアプローチにより、当事者に係る課題を明確にし、個別の支援を行います。

#### ⑤高齢者支援センターの周知活動

地域の拠点となっていくためには、まず高齢者支援センターの存在と役割を広く市民に知ってもらう必要があります。

平成18年開設以降、認知度は高まってきていますが、様々な機会を捉えて周知活動を行います。

## (2) ケアマネジメント支援

### ①個別相談の実施

介護サービスの提供や処遇にあたり、3職種が多面的な視点でケアマネジャーからの個別相談に応じ、自立支援・重度化防止の視点で支援をしていきます。

また、支援を終結する場合は、以下のア～オに基づき、担当者個人ではなくセンターとして組織的に終結の判断を行うよう確認体制を整えます。終結の判断に迷う場合は、市の担当課に相談し判断します。

- ア 相談者の主訴が解決し、主訴以外の困難な問題がない場合
- イ 心身の状況や介護体制が安定していて、支援の必要性がないと判断された場合
- ウ 他機関に引継ぎを行い、他機関による適切な支援が確認された場合
- エ 転居、転出又は死亡した場合（転居、転出の際は、必要に応じて転居、転出先の関係機関に引継ぎを行う。）
- オ その他、複数の職員（職種）で検討し、終結が妥当と判断した場合

### ②困難事例への対応

困難事例への対応にあたっては、高齢者支援センターが構築したネットワークを活用し、必要に応じて地域ケア個別会議を開催するなど、地域の中で関係者が協議、協力して、複雑で多様な問題を解決するよう努めます。

### ③ケアマネジャーとの連携強化

ケアマネジャーの日常的な業務の円滑な実施を支援するため、北広島市介護サービス連絡協議会の居宅部会の活動などを通じ、積極的な関係づくりを積み重ね、連携強化に努めます。

また、主任介護支援専門員連絡会との共催で事例検討会等を行い、ケアマネジメント能力の向上を目指した支援を行います。

## (3) 介護予防ケアマネジメント

### ①介護予防事業対象者の把握

関係機関との連携や日常の高齢者の生活実態把握などの活動、総合相談を通じて、早期に介護予防事業対象者を把握し、介護予防活動につなげていくよう努めます。

### ②総合事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施

総合事業対象者となった高齢者に対し、要介護状態とならないよう介護予防ケアマネジメントを実施します。

実施にあたっては、対象者の生活課題や能力、意欲、関心を的確に把握し

たうえで目標を定め、自立支援の視点でケアマネジメントを実施します。

### ③予防給付にかかる介護予防ケアマネジメントの実施

予防給付にかかる介護予防ケアマネジメントは、インフォーマルなサービスも含め、自立支援の視点でアプローチを行います。

利用者が介護保険制度を理解したうえで、主体的な取組みが行えるようケアマネジメントを実施します。

## (4) 権利擁護の取組みの強化

### ①成年後見制度の利用支援等

認知症高齢者が増加する中、日常生活上の金銭管理に支障をきたす場合も少なくありません。

個々の状況に応じて、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業や成年後見センターと連携を図り、制度を活用しながら支援していきます。

### ②高齢者虐待に関する啓発活動

高齢者虐待を防止するための早期発見やその概念が正しく認識されるように、講話やパンフレット等を活用し、地域の方や関係者への啓発活動に取り組みます。

### ③虐待の通報、早期発見連携体制の構築

高齢者支援センターは、地域の実態を把握し、虐待の早期発見に努め、問題解決にあたります。

高齢者虐待は、虐待が発見された時の初動体制が重要なことから、市への適時報告と協議を行い、素早い対応を図ります。

### ④高齢者虐待防止のための連携

高齢者支援センターは、「北広島市高齢者虐待防止相談対応マニュアル(改訂版)」に基づき、地域の高齢者虐待の相談窓口として、支援体制の構築に向けたネットワークづくりを市と協働して取り組みます。

### ⑤日常的なスキルアップ

成年後見制度の利用支援や高齢者虐待の相談支援などは、極めて高度な判断を要する事例が少なくないことから、職員は様々な事例に的確に対応できるよう、日常的にスキルアップに努めます。

## (5) 認知症高齢者への支援の強化

### ①認知症高齢者に対するケアマネジメント

認知症高齢者の増加に伴い、課題が多様化している中で、支援が困難なケースが多くなっています。

高齢者支援センターは、ケアマネジャーと医療機関と積極的に連携を図り、ケアマネジメントを行います。

### ②認知症の正しい知識の普及啓発

認知症の正しい知識の普及と接し方を理解し、介護方法を知るための認知症サポーター養成講座などを活用し、認知症に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

### ③早期発見及び早期対応

認知症初期集中支援チーム（医師及び医療と福祉の専門職で構成する支援部隊）のチーム員として、認知症が疑われる方やその家族に対して、早期に介入し、適切な支援に繋ぐよう努めます。

### ④地域における見守り体制の充実

行政や医療・介護従事者だけではなく、地域全体で認知症の方や家族を見守り、支援していくことが求められています。

関係機関との連携や相談体制については、地域ごとに検討しながら積極的に推進します。

### ⑤SOS ネットワークの周知啓発

行方不明となる認知症高齢者等を早期に発見するためには、市民や関係機関の協力を得ながら円滑な捜索が行えるよう、事業の周知と本人情報の登録支援、関係協力機関の拡大を図ります。

### ⑥地域支え合いセンターとの連携

認知症の正しい理解を地域に啓発するとともに、地域での認知症高齢者の見守り体制や家族を含めた地域支え合い体制づくりのため、社会福祉協議会内にある「地域支え合いセンター」と連携して事業を進めます。

## (6) 介護予防に関する事業及び介護する家族等への活動の取組み

### ①介護者への支援

介護する家族等が、研修や情報交換を通じて、日常の介護への知識や工夫を習得しながら、孤立することなく介護が継続できるように支援します。

### ②介護予防の普及啓発

介護予防を地域に普及するため、地域のサークルなどの活動の場を活か

し、閉じこもり予防等を意図した住民主体の通い場を支援するなど、機会を捉えて介護予防の必要性や効果の啓発に努めます。

## (7) 市との連携強化

### ①市との定例会議への参加

地域の高齢者の様々な課題を解決するため、高齢者支援センター職員は市との定例会議に参加し、活動報告、重要事項の伝達、業務の相談などを行います。

### ②市の関係部署との連携

高齢者支援センター業務は多岐にわたるため、高齢者に対するより円滑な支援を行えるように、行政の関係部署と連携を図ります。

また、地域のニーズに対して、市と連携し必要な社会資源の開発や関係機関同士の連携などの働きかけを行います。

なお、高齢者支援センターの業務に支障のある事項が生じた場合には、速やかに市と協議し解決に努めます。

### ③高齢者支援センター全体のスキルアップ

高齢者支援センターは、高齢者の総合相談窓口であるとともに、地域における権利擁護やケアマネジャー支援の拠点でもあります。

相談やケアマネジメント技術の向上を図るため、**市が定める研修計画に基づき、各種研修会**や講演会に積極的に参加し、各職員が学んだ知識・技術について、全職員へ伝達し、高齢者支援センター全体のスキルアップを図ります。

### ④高齢者支援センター間の連携

高齢者支援センターの専門職が果たすべき役割を明確にし、専門職種ごとの会議や高齢者支援センター間での会議を適宜開催し、その検討結果を高齢者支援センターの活動にフィードバックし、円滑な運営や活動体制、市との連携を図ります。

### ⑤地域包括支援センター運営協議会

高齢者支援センターの運営を、地域の関係者全体で協議、評価する場として、地域包括支援センター運営協議会が設置されています。

高齢者支援センターの運営にあたっては、地域包括支援センター運営協議会の意見を反映し、円滑で適正な運営を進めます。

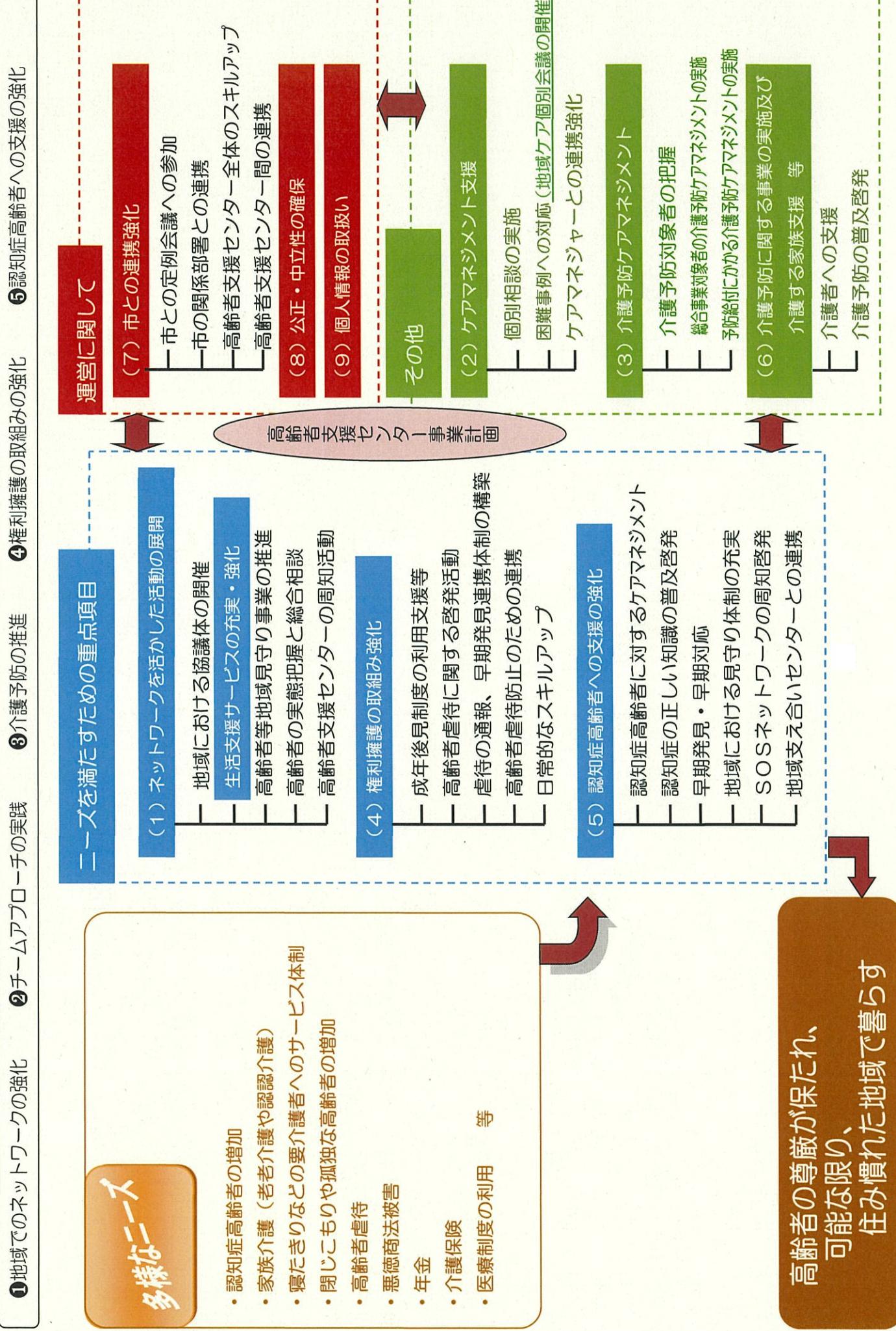
#### **(8) 公正・中立性の確保**

市からの委託を受け、高齢者支援センター業務を行うことから、行政の一翼を担っており、業務にあたっては公正・中立性の立場を保持します。

#### **(9) 個人情報の取扱い**

高齢者支援センターの運営上、多くの個人情報を取り扱うため、高齢者支援センターにおける各事業の実施にあたり、予め本人から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了解を得るとともに、個人情報の取り扱いについては、関係法令を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう努めます。

## ◎高齢者支援センター運営の方針



# 令和2年度 きた高齢者支援センター

予算

## 《収入》

費目	積算額(円)	内訳
委託料	22,088,000	
介護予防支援費	9,771,650	7,310円×75件、4,310円×2,140件
住宅改修理由書作成料	24,000	2,000円×12件
その他		
合計	31,883,650	

## 《支出》

費目	積算額(円)	備考
人件費	27,872,000	三職種(3人)、ケアプラン専任者(1.5人)・生活支援コーディネーター0.5人工 退職支出引資産支出440,000、福利厚生費50,000
研修費	100,000	高齢者虐待防止推進研修会他
会議・研修負担金		
車両賃借料(保険料含む)	950,000	車両賃借料、任意保険料
燃料費	120,000	車両ガソリン等
電話料金(固定加入電話)	120,000	固定電話、ファックス等
電話料金(携帯電話)	280,000	携帯電話、切手、PC回線料等
消耗品費(コピー機使用料含む)	480,000	電気保安協会保守、複合機保守・賃借料、印刷製本費、消耗品等
支援センター協議会会費	35,000	市介護連絡協議会会費、社会福祉協議会会費等
保険料(活動)	13,000	レクレーション傷害保険
事務所賃貸料	480,000	
光熱水費	470,000	燃料重油、電気料
保険料(施設分)	11,000	施設賠償責任保険
再委託料(居宅介護事業所への支払い)	1,988,000	8,041円×10件/年 4,741円×400件/年 振込手数料込
その他		
雑支出他	100,650	雑支出(業)、雑支出(務)
当期資金収支差額	-1,136,000	
合計	31,883,650	

# 令和2年度 みなみ高齢者支援センター

予算

## 《収入》

費目	積算額(円)	内訳
委託料	31,316,000	
介護予防支援費	16,910,400	@4,310円×3,720件/年・@7,310×120件/年 (内再委託料 2,158,800円(@4,310×450件・@7,310×30件))
住宅改修理由書作成料	36,000	2,000円×18件
その他	3,000	預金利息他
合計	48,265,400	

## 《支出》

費目	積算額(円)	備考
人件費	40,838,400	三職種(4人)、ケアプラン専任者(4人)、生活支援コーディネーター(1人)、健康診断料、共済会掛金、共済会出資金
研修費	職員市外研修旅費	100,000
	会議・研修負担金	30,000
その他活動費	車両賃借料(保険料含む)	950,000 車両リース料、保険料、駐車料金、車検整備費
	燃料費	150,000 ガソリン代
	電話料金(固定加入電話)	550,000
	電話料金(携帯電話)・通信費	280,000 切手、はがき代 50,000円
	消耗品費(コピー機使用料含む)	1,309,520 備品等購入
	支援センター協議会会費他	35,000
諸経費	事務所賃貸料	784,800
	光熱水費	240,000
	保険料	50,000 介護保険社会福祉事業者総合保険、業務災害保険
	その他	440,000 建物設備保守点検料 240,000円、一般廃棄物処理料 200,000円
その他	再委託料(居宅介護事業所への支払い)	2,407,680 再委託料 2,158,800円(4,310円×450件・7,310円×30件) 消費税 215,880円、振込手数料 33,000円
	その他	100,000 慶弔費他
	合計	48,265,400

# 令和2年度 にし高齢者支援センター

予算

## 《収入》

費　　目	積算額(円)	内　記
委託料	21,696,000	
介護予防支援費	9,065,910	7,310円×61件/年+4,310円×2,000件/年
住宅改修理由書作成料		
その他	84,000	受取利息、実習費、認知症初期集中支援チーム員謝礼金
合　　計	30,845,910	

## 《支出》

費　　目	積算額(円)	備　　考
人件費	22,892,920	保健師(1人)、主任介護支援専門員(1人)、社会福祉士(2人)、介護支援専門員(1.5人)
研修費	職員市外研修旅費 会議・研修負担金 ケママネ研修費	20,430
その他活動費	車両賃借料(保険料含む) 燃料費 電話料金(固定加入電話) 電話料金(携帯電話)・通信費 消耗品費(コピー機使用料含む) 支援センター協議会会費他 器機賃借料	1,172,760 912,000 360,000 60,000 444,000 47,000 231,984
諸経費	事務所賃貸料 光熱水費 保険料(施設分) 除雪費	1,128,000 276,000 129,530 60,000
その他	再委託料(居宅介護事業所への支払い) その他 繰り越し	2,370,500 534,123 206,663
	合　　計	30,845,910

# 令和2年度 ひがし高齢者支援センター

予算

## 《収入》

費目	積算額(円)	内訳
委託料	19,425,000	
介護予防支援費	6,297,160	新規36件×7,310円 継続1,400件×4,310円
住宅改修理由書作成料	16,000	4件×4,000円
その他		
合計	25,738,160	

## 《支出》

費目	積算額(円)	備考
人件費	21,046,725	三職種3人、ケアプラン専任者1人、生活支援コーディネータ0.5人
研修費	職員市外研修旅費	120,000
	会議・研修負担金	160,000
	ケママネ研修費	80,000 介護支援専門員専門研修
その他活動費	車両賃借料(保険料含む)	236,000 車両保険料を計上
	燃料費	240,000 車両ガソリン代
	電話料金(固定加入電話)	360,000
	電話料金(携帯電話)・通信費	240,000 携帯電話204,000円 切手代他 36,000円
	消耗品費(コピー機使用料含む)	787,632 事務用消耗品、備品消耗品、コピー使用料を計上
	支援センター協議会会費他	60,000 社会福祉協議会会費他計上
諸経費	ボランティア保険	22,950 ボランティア行事保険
	事務所賃貸料	0
	光熱水費	360,000 灯油代
	職員交通費	402,600
	印刷外注費	90,000 名刺、封筒印刷代
その他	その他経費	187,882 交際費、福利厚生費、租税公課、産業廃棄物代、雑費を計上
	再委託料(居宅介護事業所への支払い)	827,520 年間192件
	紹介手数料	0
	繰越	516,851
合計		25,738,160